公　告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 108 条の 2 第 1 項の規定により公表する。

令和 8 年 11 月 2 日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　契約の内容

第 24 回紀の国チャレンジド賞及び紀の国チャレンジド・サポート感謝状の毛筆筆耕業務（受賞部門、受賞者氏名、授与式日付及び県知事名の記入（10 名分））

2　契約期間

契約日から令和 8 年 11 月 27 日（金）まで

3　契約の相手方の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定されている、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約で、和歌山県内にある施設のうち、当該毛筆筆耕業務の条件を満たし、受託を希望する者から提出された見積書の最低価格であった者を相手方とする。

4　契約の相手方の決定日時

令和 8 年 11 月 9 日（月）17 時 00 分

5　契約の相手方の選定基準

上記 2 に規定する者で県税、消費税又は地方消費税を滞納していない者

6　見積書宛先

和歌山県知事

7　見積書等の提出期限及び提出場所

（1）提出期限　令和 8 年 11 月 9 日（月）17 時 00 分

（2）提出場所　和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地　和歌山県庁北別館 1 階
和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課
電話　073－441－2530

問い合わせ先
和歌山県障害福祉課　担当：輪玉
電話 073-441-2530　FAX 073-432-5567